

放課後児童クラブ休所基準

令和7年1月15日

1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

ア 授業がある日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が正午より前に解除された場合	午後2時から開所
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。速やかに保護者へ引き渡す。

イ 土曜日、長期休業時、学校行事等の代休日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休所。警報解除1時間後に開所。
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。状況に応じて待機し、安全が確認できれば保護者へ引き渡す。

(2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休所
開所中の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日は中止。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れる。

2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休所する。